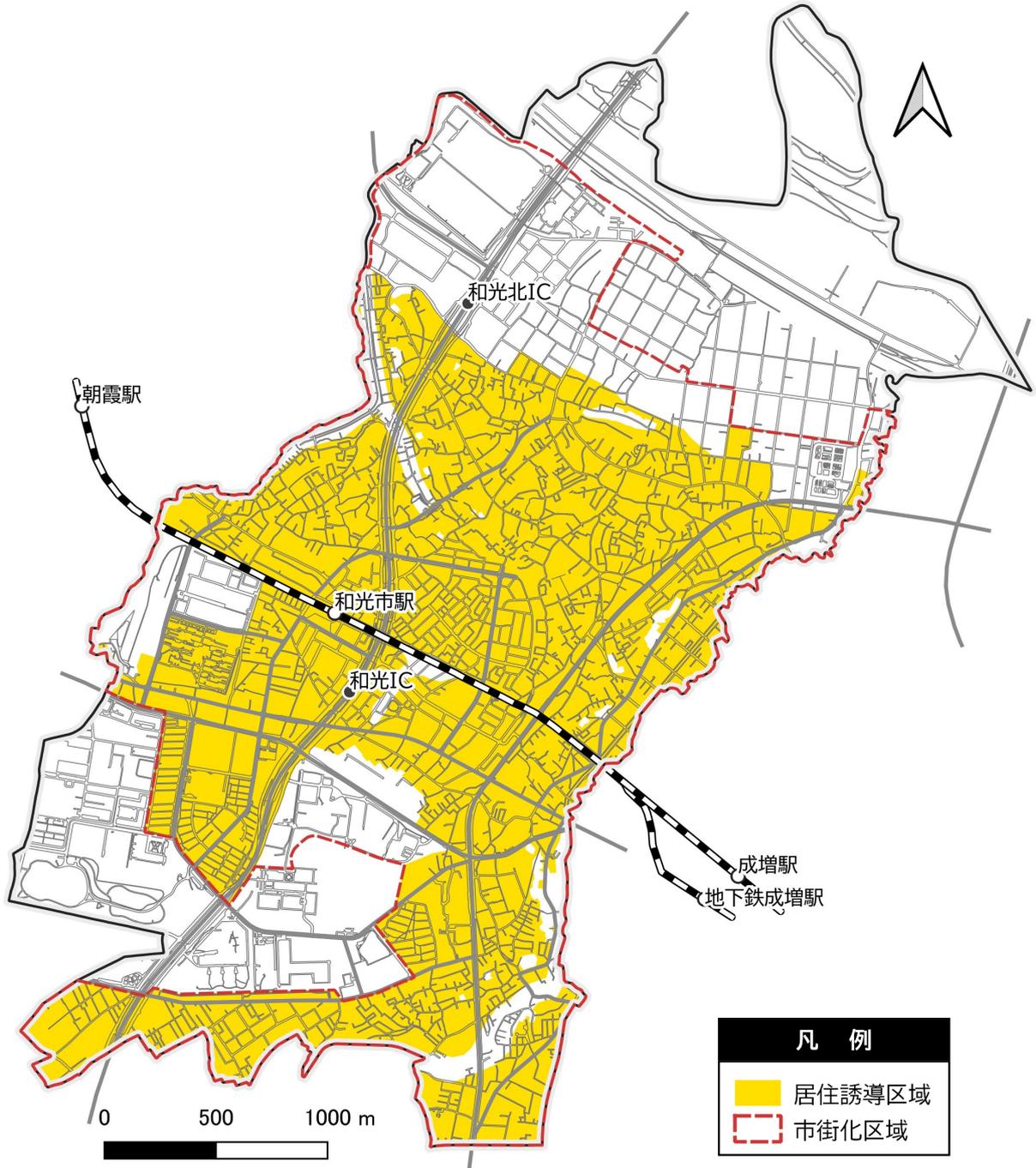


和光市立地適正化計画

【 居住誘導区域 】



〈大規模盛土造成地について〉

・居住誘導区域から除外した「大規模盛土造成地のうち、詳細な地質調査及び安定計算の未実施箇所」については、今後の調査により安全性が確認された時点で居住誘導区域に含めることとします。

〈土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域について〉

・上記の図は、令和6(2024)年4月1日の本計画の策定時に指定されている両区域を除外した内容です。策定後に区域の追加、変更、解除がされた場合は、その内容に応じて、居住誘導区域を変更します。

※区域の詳細は、[和光市都市整備課窓口](#) でご確認下さい。